

第3章 白山市全体の都市計画の方針

1. 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

白山市には、日本海から手取川扇状地を経て霊峰白山に至る、広大かつ標高差のある地形の中に、市街地や田園、河川や森林など、多種多様な土地利用がみられています。

また、松任・美川・鶴来地域の中心部や、郊外の比較的規模の大きい住宅団地など、複数の市街地を有していることも白山市の特徴に挙げられます。

アンケート結果においては、「歩いて暮らせる便利なまちづくり」がまちづくりの方向性において最も多く回答されているなど、コンパクトなまちづくりは、今後の本市の土地利用においても重要です。

白山市の土地利用は、現在の土地利用を踏襲しながら、無秩序な開発を抑制し、明確な土地利用を推進することで、白山市の均衡ある発展をめざすものとします。具体的には、本計画で位置付けた土地利用方針に沿い、市街化区域や地域地区などの都市計画制度の活用により、土地利用の規制・誘導を行っていくものとします。

都市的な開発に関しては、まず既存の市街地内で行うことを優先しつつ、今後の人口の推移や工業の需要などに応じて、計画的かつ適切な規模で、既存の市街地の周辺部で行っていくものとします。ただし、市街化区域内の農地については、空地があることでの防災機能や都市景観の中で緑が与えるやすらぎ、景観形成に果たす役割など、あるべきものとして地域の実情に応じ、適切に保全・活用を図ります。

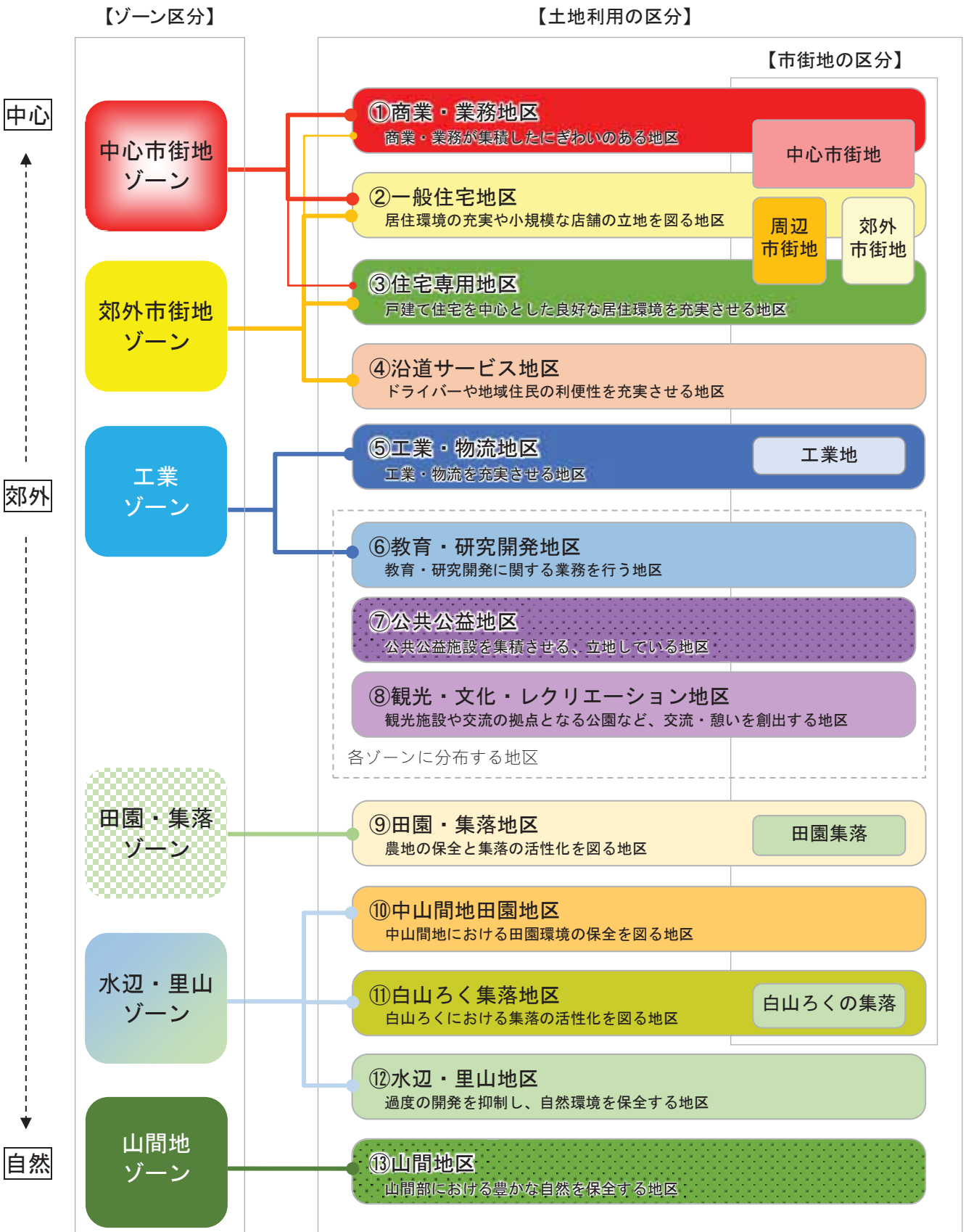
また、災害の発生が懸念される地区においては、既に開発されている地区は防災対策を推進する一方、防災対策を十分に講じることが厳しい地区では新たな開発は避けることを基本とします。



加賀平野の遠景（獅子吼高原より）

(2) 土地利用の区分

土地利用の区分は、将来都市構造のゾーン区分とある程度の整合を図りながら、現況の土地利用や将来の方向性を勘案し、以下の13種類に分類します。



(3) 地区別の土地利用の方針

①商業・業務地区

J R松任駅周辺をはじめ千代尼通りや中央通り、J R美川駅周辺の本町通りや大正通り、鶴来本町通りなどの既存の商店街とその周辺においては、にぎわいや活力ある中心市街地の拠点として、商業・業務施設を中心とした機能の誘導と、複合的な土地利用による活性化を図ります。

商業・業務施設が集積する地区に隣接した住宅地においては、定住人口を増加させるためのまちなか居住を推進します。

国道8号や金沢外環状道路（海側幹線）沿線に立地する大型商業施設に関しては、広域的な郊外型商業施設として今後も機能の維持・充実を図ります。なお、他の地区における新たな郊外型の商業施設の立地については、周辺の既存商店街への影響や地域ニーズを十分に考慮し、配置を検討します。



千代尼通り商店街

②一般住宅地区

住宅専用地区を除く住宅地においては、居住環境の保全・向上に努めるとともに、日照や景観などに配慮しつつ、必要に応じて集合住宅の整備を促進します。

地域住民の生活利便性の向上のために、居住環境の保全に配慮しつつ、小規模な店舗や事務所の立地を図ります。



良好な住宅地の創出（陽羽里）

③住宅専用地区

千代野ニュータウン・山島台ニュータウン・ボストンガーデン美川や郊外の新たな住宅団地などの戸建住宅を中心とした良好な居住環境を有する住宅地では、今後においても暮らしやすく、ゆとりのある住宅地として、他の用途の混在を抑制し、居住環境の保全・向上を図ります。

高齢化が進行している住宅団地は、空き家の活用や若者世代の居住促進策の充実などにより、住宅団地の再生・リニューアルに努めます。



千代野ニュータウン

④沿道サービス地区

国道8号や国道157号、金沢外環状道路（海側幹線）、（都）末松徳光線などの幹線道路の沿道においては、道路利用者を対象とした給油施設や飲食店、コンビニなどの沿道サービス型施設のほか、地域住民の生活利便性の向上が図られる商業施設の立地を促進します。

⑤工業・物流地区

既存の工業団地や大規模工場などが立地する工業地においては、市の活力を支えるエリアとして、企業の積極的な誘致を図り、併せて周辺環境へ影響がないよう対策を進めます。また、工業の需要に応じて、既存工業団地の周辺部やインターチェンジ（スマートインターチェンジ）周辺、幹線道路沿道などの居住環境や自然環境へ影響を及ぼさない地区においても、工業地としてのさらなる拡充を図ります。

⑥教育・研究開発地区

大学などの主要な教育・研究施設については、その機能を維持するとともに、石川ソフトリサーチパークやその周辺においては、先端技術の研究開発型企業や活用型企業の立地を促進します。



国際高等専門学校白山麓キャンパス

⑦公共公益地区

市庁舎周辺においては、行政機能や病院などが集積した、市の中心地として、都市機能の集積および公共交通ネットワークの充実を図ります。

郊外の処理場などの公共施設は、施設の適正な維持管理と周辺環境への配慮を行います。

⑧観光・文化・レクリエーション地区

松任 C.C.Z. や小舞子海岸などの海岸部では、良好な自然環境や景観との調和を図りながら、広域的なレクリエーションの拠点として、今後も自然環境の保全や施設の充実を図ります。

歴史、文化、自然など地域の特色を持つ白山手取川ジオパークのジオサイトを観光資源として活用し、市内全域での観光誘客を図ります。

歴史的・文化的価値のある工場などやその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場などを対象とした産業観光施設で学びや体験での観光誘客を図ります。

白山一里野県立自然公園、獅子吼・手取県立自然公園とその周辺では、その豊かな自然の魅力をいかしたスポーツおよびレクリエーション施設の整備・充実を図ります。

松任、美川、鶴来の市街地や、白峰重要伝統的建造物群保存地区などのまちなみ景観の整備を進め観光資源としての活用を図ります。

観光施設については、観光客や利用者のニーズに対応した施設整備に努め、多種多様な利活用も検討します。

市民がスポーツを楽しめるように、松任総合運動公園をはじめ若宮公園や手取公園、白山郷公園などの公園については、施設の維持・充実を図ります。

鳥越城跡・二曲城跡・東大寺領横江荘遺跡・舟岡山城跡（じょうあと）においては、史跡公園の整備・充実や文化財の保全を図ります。



松任 C.C.Z.（徳光海岸）

⑨ 田園・集落地区

平野部に広がる優良農地の保全と遊休農地の解消や地産地消の促進などによる農業の振興とともに良好な田園景観および地下水の保全を図ります。

地区内各所に点在する農村集落においては、田園環境の保全や既存の道路・上下水道などの状況に配慮しつつ、必要に応じてまちづくり開発制度などを活用し、集落の活力維持を促進します。



山島地区の田園風景

⑩ 中山間地田園地区

中山間地における農地の保全や遊休農地対策による農業の振興とともに、地区内に点在する小規模な集落においては、集落の状況に応じた居住環境の充実を図ります。

⑪ 白山ろく集落地区

白山ろく地域の各拠点やその周辺の既存集落においては、定住人口の確保やにぎわい創出のために、集落の状況を十分に考慮した上で、居住環境の充実などを図るとともに、雪害や自然災害などへの防災対策を促進します。また、歴史的まちなみの保全や伝統文化の継承に対する支援を行います。



鳥越明神壁から望む集落

⑫ 水辺・里山地区

身近な自然環境を有する水辺や里山においては、都市的な開発を極力抑制する一方、自然環境に配慮しつつ、観光などへの利活用を推進します。

海岸線や手取川水系においては、自然環境の保全や水質の向上を図るとともに、漁業の振興や生産基盤の保全に努めます。

各地に点在する既存集落においては、集落の状況に応じた居住環境の充実を図ります。



白山白川郷ホワイトロード近くの親水空間

⑬ 山間地区

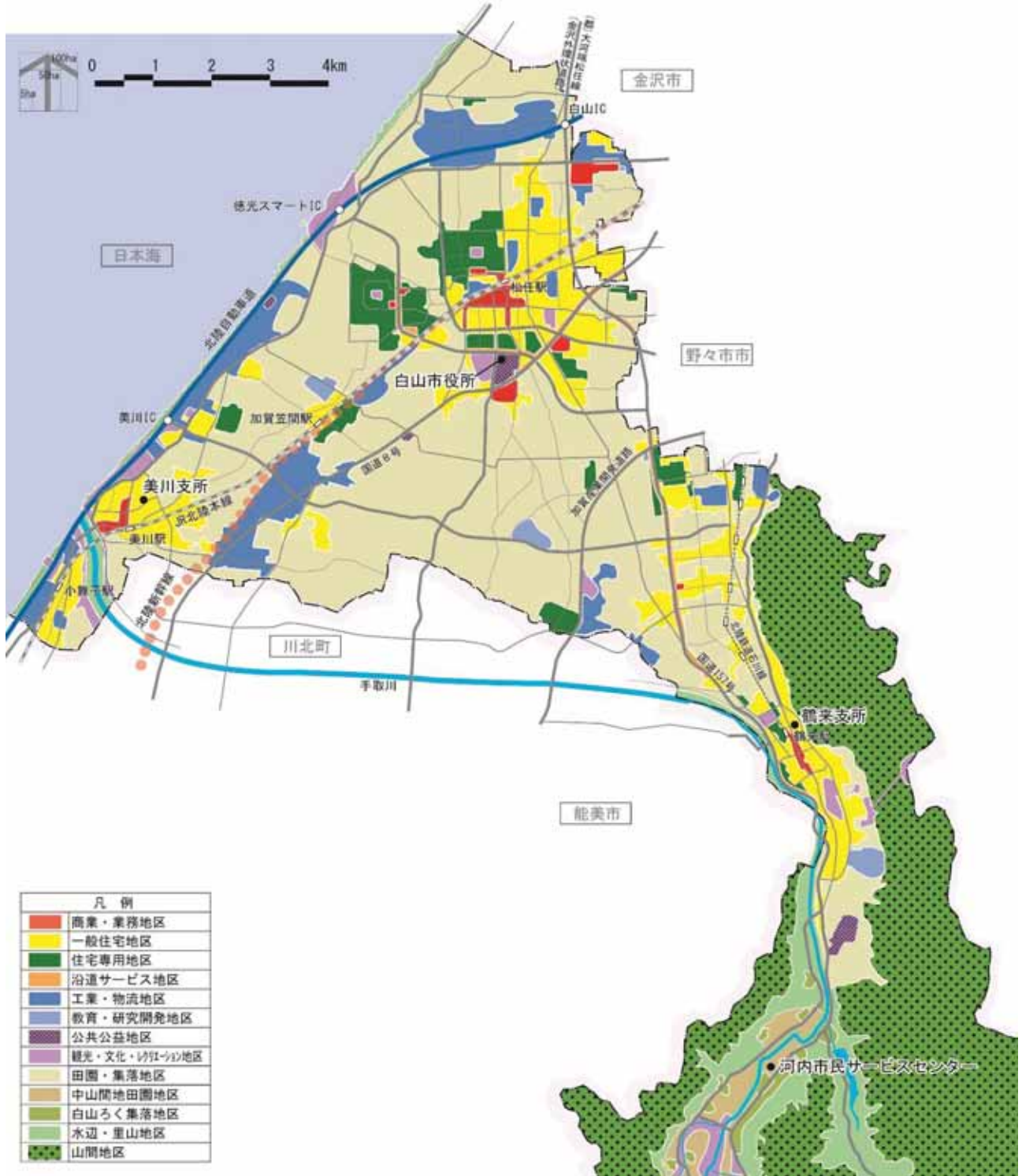
「白山市」の名の由来である雄大で美しい霊峰白山をはじめ、豊かな自然が広がる山間地においては、開発を抑制するとともに、動植物の生態系の保全や適正な管理を図ります。また、森林の保全に努め、^{かんよう}涵養林としての機能を維持するとともに林業の振興を図ります。

大規模な災害が発生するおそれのある箇所においては、市民の生命・財産を守るために防災対策を促進します。



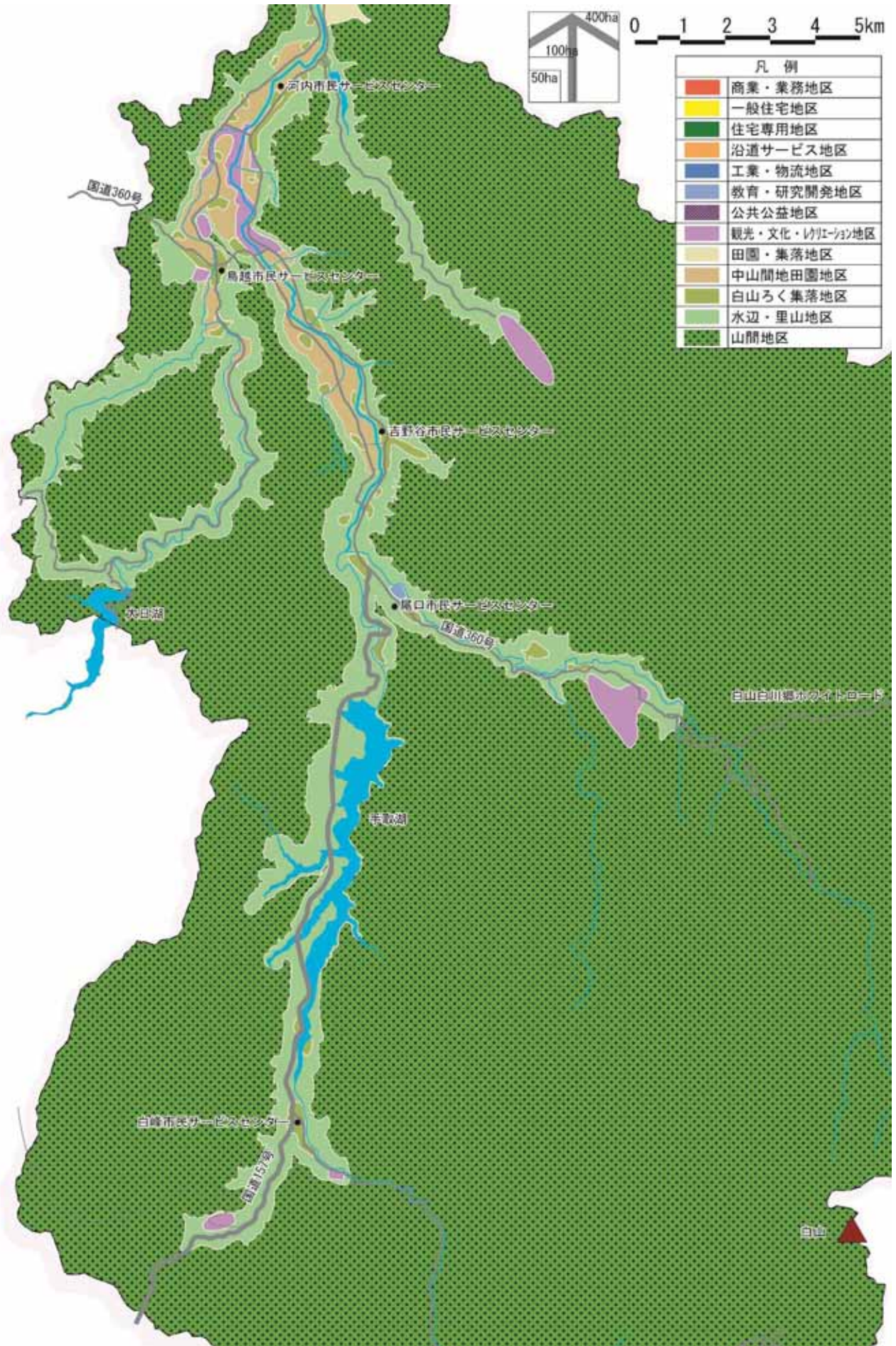
市の木ブナ

【平野部の土地利用方針図】



- 全体構想
- 松任中央
- 松任西南部
- 松任北西部
- 松任北部
- 松任南部
- 美川
- 鶴来南部
- 鶴来北部
- 白山ろく

【白山ろくの土地利用方針図】



全体構想

松任中央

松任西南部

松任北西部

松任北部

松任南部

美川

鶴来南部

鶴来北部

白山ろく